

○富士見市ごみ集積所要綱

平成17年10月17日

告示第243号

ごみ集積所要綱（昭和59年告示第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、清潔な生活環境の保全及びごみの収集業務の安全衛生を図るため、ごみ集積所（以下「集積所」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置義務）

第2条 新たに6戸以上の専用住宅又は集合住宅（以下「専用住宅等」という。）を建築する事業者（以下「事業者」という。）は、集積所を設置するものとする。

2 6戸未満の専用住宅等については、第5条第3項に規定する場合に限り、集積所を設置するものとする。

（平22告示107・追加）

（設置の届出）

第3条 集積所を新たに設置する場合は、専用住宅等の事業者又は当該集積所の利用者の代表者は、当該集積所の設置される町会の町会長の同意を得て、収集希望日の10日前までに、ごみ集積所設置（移設）届出書（様式第1号）及び誓約書（別紙）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに建築された専用住宅等に集積所を設置しようとする場合は、当該専用住宅等を建築した事業者又は建築主は、収集希望日の10日前までに、ごみ集積所設置（移設）届出書及び誓約書を市長に提出するものとする。この場合において、6戸未満の専用住宅等に集積所を設置しようとする場合は、第5条第3項の規定による場合に限るものとする。

（平22告示107・旧第2条繰下・一部改正）

（新設の集積所の設置条件）

第4条 集積所を新設する場合の設置条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通り抜けている幅員4メートル以上の公道に接し、ごみ収集車が横付けできること。ただし、集積所の管理者が収集日に応じてごみ収集車が横付けできる場所までごみを移動する場合は、この限りでない。
 - (2) 収集作業における安全性及び効率性に支障がない場所であること。
 - (3) 集積所の利用世帯数は、原則として6世帯以上であること。ただし、第5条第3項の規定により集積所を設置する場合は、この限りでない。
 - (4) 集積所の有効面積は、当該集積所を利用する世帯数に0.3平方メートルを乗じた面積を基本とし、最低面積を2平方メートルとすること。
 - (5) 集積所の搬出入口は2メートル以上とし、奥行きを1メートル以上確保すること。
 - (6) 集積所は、隣接する土地及び家屋の所有者又は使用者、周辺住民等に対し、事前に周知し設置すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指示すること。
- 2 事業者が集積所を新設する場合の設置条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 通り抜けている幅員4メートル以上の公道に接し、ごみ収集車が横付けできる専用住宅等の敷地内であること。
 - (2) 行き止まり道路に接した敷地に専用住宅等を建築するときは、当該敷地内にごみ収集車（幅3メートル、奥行き6メートル）が安全に回転できる空間を常に確保すること。
 - (3) 前項第2号から第7号までに掲げる条件
(平22告示107・旧第3条繰下・一部改正、平24告示137・一部改正)
(既存の集積所の利用)
- 第5条 6戸未満の専用住宅等の居住者は、原則として、当該専用住宅等に近い既存の集積所を利用しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該専用住宅等を建築した事業者は、既存の集積所を利用する近隣の世帯主の同意を得るものとする。
 - 3 前項の同意を得られない場合若しくは近隣に集積所がない場合又は市長が

特に認める場合には、新たに集積所を設置することができる。この場合において、当該集積所は、前条に定める条件を満たさなければならない。

(平22告示107・旧第4条繰下・一部改正)

(移設の届出)

第6条 集積所を移設しようとする場合は、当該集積所の利用者の代表者は、その所属する町会の町会長及び利用者の全ての世帯主の同意を得て、ごみ集積所設置（移設）届出書及び誓約書を速やかに市長に提出するものとする。

(平22告示107・旧第5条繰下)

(移設の条件)

第7条 集積所を移設する場合の条件は、移設後の集積所が第4条に規定する条件を満たしているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、既存の集積所（事業者が設置するものを除く。）で、移設後に第4条の条件を満たすことができない場合は、収集作業に支障のない場所に移設前と同様の形態で集積所を設置するものとする。

(平22告示107・全改)

(集積所の管理)

第8条 集積所の利用者は、市の行う分別収集に協力し、集積所を常に清潔に保たなければならない。

2 集積所の管理に係るトラブルは、利用者が共同して責任をもって解決しなければならない。

3 集合住宅においては、当該集合住宅の所有者又は管理を委託された会社等は、集積所を適正に管理し、入居者に常に前2項について周知し、及び遵守するよう指導しなければならない。

(平22告示107・追加)

(処置)

第9条 前条の規定を遵守しない場合、市長は、当該集積所の排出物を収集しないことができる。

(平22告示107・旧第8条繰下)

(廃止の届出)

第10条 集積所を廃止しようとする場合は、当該集積所の利用者の代表者は、その所属する町会の町会長及び集積所を利用する全ての世帯主の同意を得て、廃止期日の10日前までに、ごみ集積所廃止届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(平22告示107・旧第9条繰下・一部改正)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平22告示107・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のごみ集積所要綱の規定により市長に提出されている申請は、改正後の富士見市ごみ集積所要綱の規定により市長に提出された届出とみなす。

附 則(平成22年3月31日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の富士見市ごみ集積所要綱(以下「旧要綱」という。)第2条の規定により市長に届出のあった集積所については、この告示による改正後の富士見市ごみ集積所要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定により届出のあった集積所とみなす。

3 旧要綱の規定によりした届出その他の行為は、新要綱の相当規定によりした届出その他の行為とみなす。

附 則(平成24年3月31日告示第137号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の富士見市ごみ集積所要綱第3条の規定により市長に届出のあった集積所の設置条件については、改正後の富士見市ごみ集積所要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月28日告示第110号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の富士見市ごみ集積所要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

ごみ集積所設置(移設)届出書

年 月 日

(あて先)富士見市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

富士見市ごみ集積所要綱第3条の規定により、次のとおり集積所を設置(移設)し、市の業務計画によるごみの収集をしていただきたいので、次のとおり届け出します。

町会名		町会長名	㊟
土地所有者	承 諾	私の所有地内に集積所を設置(移設)することを承諾します。	
	住 所		
	氏 名		
利用世帯数			
利用人員			
設置場所	富士見市		
収集開始希望日	年 月 日		
設置場所略図(目標物をはっきり書いてください) N ↑			

添付書類 誓約書

別紙

誓約書

この度、ごみ集積所の設置(移設)に当たり、私たち利用者は、富士見市ごみ集積所要綱(平成17年告示第243号)第8条に基づき、当該集積所を清潔に保つよう努めます。また、ごみ収集の円滑な業務遂行に協力し、設置に関する一切の責任を負うことを誓約します。なお、ごみ集積所の管理に係る近隣住民とのトラブルについては私たちが責任をもって解決し、市に迷惑をかけることはいたしません。

年 月 日

(あて先)富士見市長

代表者



番号	住 所	世 帯 主 名	世帯人員	印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

*管理人等がいる、公団、マンション等の場合は、管理人等の氏名のみ記入してください。

*名簿欄が不足のときは、裏面又は別紙に書いてください。

